

# Arcstar Contact Centerサービス契約約款 【現改比較表】 2021年4月7日現在

～2021年4月6日

2021年4月7日～

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Arcstar Contact Center サービス設備	Arcstar Contact Center サービスの提供に係る当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 Arcstar Contact Center サービス	テナント及びシートの提供を行うサービス
5 Arcstar Contact Center サービス取扱所	Arcstar Contact Center サービスの契約事務を行う Arcstar Contact Center サービス取扱所
6 Arcstar Contact Center サービス契約	当社から Arcstar Contact Center サービスの提供を受けるための契約
7 Arcstar Contact Center サービス契約	当社と Arcstar Contact Center サービス契約を締結している者

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他 電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Arcstar Contact Center サービス設備	Arcstar Contact Center サービスの提供に係る当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 Arcstar Contact Center サービス	テナント及びシートの提供を行うサービス
5 Arcstar Contact Center サービス取扱所	Arcstar Contact Center サービスの契約事務を行う Arcstar Contact Center サービス取扱所
6 Arcstar Contact Center サービス契約	当社から Arcstar Contact Center サービスの提供を受けるための契約
7 Arcstar Contact Center サービス契約	当社と Arcstar Contact Center サービス契約を締結している者

者	
8 IP通信網利用回線	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シエードIP-PBXサービス(カテゴリ3のタイプ2に限ります。以下同じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの
9 Universal One 網	当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に規定する Universal One サービス第1種(レイヤー2(レイヤー3と統合して利用するものに限ります。)又はレイヤー3であって、ギャランティアクセス、ギャランティ(センタエンド)アクセス、バーストアクセス又はベストエフォートアクセスであるものに限ります。以下同じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの
10 ポータル契約者	当社のカスタマポータル規約に規定するポータル契約者
11 クラウドコネク ト 接続	当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に規定する Universal One サービス第1種に係る

者	
8 IP通信網利用回線	当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第6種シエードIP-PBXサービス(カテゴリ3のタイプ2に限ります。以下同じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの
9 Universal One 網	当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に規定する Universal One サービス第1種(レイヤー2(レイヤー3と統合して利用するものに限ります。)又はレイヤー3であって、ギャランティアクセス、ギャランティ(センタエンド)アクセス、バーストアクセス又はベストエフォートアクセスであるものに限ります。以下同じとします。)に係る電気通信回線設備であって、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの
10 ポータル契約者	当社のカスタマポータル規約に規定するポータル契約者
11 VPN 接続	<a href="#">当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud 1.0 サービス)に規定する VPN 接続</a>
12 クラウドコネク ト 接続	当社の Universal One サービス契約約款(第1編に限ります。)に規定する Universal One サービス第1種に係る

	クラウドコネクタ接続機能（ECL接続タイプに限ります。）		クラウドコネクタ接続機能（ECL接続タイプに限ります。）
		<a href="#">13 FIC 網</a>	<a href="#">当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（Flexible InterConnect サービス）に規定する Flexible InterConnect サービスに係る電気通信回線設備であつて、Arcstar Contact Center サービス契約に係るもの</a>
		<a href="#">14 Enterprise Cloud2.0 接続</a>	<a href="#">当社の Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（Flexible InterConnect サービス）に規定する Enterprise Cloud2.0 接続</a>
<a href="#">12</a> テナント	Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する IP 通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する IP 通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート（エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。）の閲覧及びヒストリカルレポート（着信履歴及びエージェントの稼動履歴の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。）の閲覧を行うもの	<a href="#">15</a> テナント	Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する IP 通信網利用回線に着信した通話についてエージェントへの振り分け及び接続並びにエージェントから発信する通話について Arcstar Contact Center サービス契約者の指定する IP 通信網利用回線への接続並びにリアルタイムレポート（エージェントの稼動状況の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。）の閲覧及びヒストリカルレポート（着信履歴及びエージェントの稼動履歴の閲覧を可能とする機能をいいます。以下同じとします。）の閲覧を行うもの

<a href="#">13</a> エージェント	Arcstar Contact Center サービス契約者であって、I P 通信網利用回線及び Universal One 網を介して Arcstar Contact Center サービスに係る通話を行う者	<a href="#">16</a> エージェント	Arcstar Contact Center サービス契約者であって、I P 通信網利用回線及び Universal One 網 <a href="#">又は I P 通信網利用回線、Universal One 網及び FIC 網</a> を介して Arcstar Contact Center サービスに係る通話を行う者
<a href="#">14</a> シート	エージェントにテナントへの接続を提供するもの	<a href="#">17</a> シート	エージェントにテナントへの接続を提供するもの
<a href="#">15</a> ボイスハードウェア	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要な自営端末設備	<a href="#">18</a> ボイスハードウェア	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要な自営端末設備
<a href="#">16</a> ボイスソフトウェア	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形態をとるもの	<a href="#">19</a> ボイスソフトウェア	Arcstar Contact Center サービスを利用するために必要なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形態をとるもの
<a href="#">17</a> ボイスハードウェア等	ボイスハードウェア又はボイスソフトウェア	<a href="#">20</a> ボイスハードウェア等	ボイスハードウェア又はボイスソフトウェア
<a href="#">18</a> 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額	<a href="#">21</a> 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(Arcstar Contact Centerサービスの種類)

第4条の2 Arcstar Contact Centerサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ1	シート利用数の下限が20であって、上限を1,000として提供するもの
カテゴリ2	シート利用数の下限が200であって、上限を2,000として提供するもの

(Arcstar Contact Centerサービスの種類)

第4条の2 Arcstar Contact Centerサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ1	<u>(1) シート利用数の下限が20であって、上限を1,000として提供するもの</u> <u>(2)VPN接続に対応可能なもの</u> <u>(3)1のIP通信網契約（第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとし</u> <u>ます。）に対応可能なもの</u>
カテゴリ2	<u>プラン1</u> (1)シート利用数の下限が200であって、上限を2,000として提供するもの (2)クラウドコネクタ接続及びEnterprise Cloud2.0接続に対応可能なもの (3)1以上のIP通信網契約（第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとし
	<u>プラン2</u> (1)シート利用数の下限が200であって、上限を400として提供するもの (2) Enterprise Cloud2.0接続に対応可能なもの (3)1以上のIP通信網契約（第6種シェアードIP-PBXサービス契約に係るものとし

<p>第2章 Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等 (Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等)</p> <p>第5条 当社のArcstar Contact Centerサービスの提供区間は、I P通信網利用回線<u>又は</u> Universal One網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間とし、提供地域は日本国内とします。</p>	<p>第2章 Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等 (Arcstar Contact Centerサービスの提供区間等)</p> <p>第5条 当社のArcstar Contact Centerサービスの提供区間は、I P通信網利用回線<u>若しくは</u> Universal One網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間<u>又はI P通信網利用回線若しくはFIC網とArcstar Contact Centerサービス設備との接続点相互間</u>とし、提供地域は日本国内とします。</p>
<p>第3章 契約 (契約の単位)</p> <p>第6条 当社は、1のI P通信網契約(第6種シェアードI P-P B Xサービス契約に係るもの)とします。)及び1のUniversal One契約(Universal Oneサービスに係るもの)とします。)につき1のArcstar Contact Centerサービス契約を締結します。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約者は、1のArcstar Contact Centerサービス契約につき1人に限ります。</p>	<p>第3章 契約 (契約の単位)</p> <p>第6条 当社は、1<u>以上</u>のI P通信網契約(第6種シェアードI P-P B Xサービス契約に係るもの)とします。)及び1のUniversal One契約(Universal Oneサービスに係るもの)とします。)、<u>又は1以上のI P通信網契約(第6種シェアードI P-P B Xサービス契約に係るもの)とします。)</u>及び1のFlexible InterConnectサービスに係る契約(Enterprise Cloud 2.0接続に係るもの)とします。)につき1のArcstar Contact Centerサービス契約を締結します。この場合、Arcstar Contact Centerサービス契約者は、1のArcstar Contact Centerサービス契約につき1人に限ります。</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの方法)</p> <p>第8条 Arcstar Contact Centerサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載のうえ当社所定の方法によりArcstar Contact Centerサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) Arcstar Contact Centerサービスの種類</p> <p>(2) シート利用数</p> <p>(3) Universal One網との接続に必要な設定情報</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項</p>	<p>(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの方法)</p> <p>第8条 Arcstar Contact Centerサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載のうえ当社所定の方法によりArcstar Contact Centerサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) Arcstar Contact Centerサービスの種類</p> <p>(2) シート利用数</p> <p>(3) Universal One網<u>又はFIC網</u>との接続に必要な設定情報</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項</p>

<p>(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの承諾)</p> <p>第9条</p> <p>(略)</p> <p>2</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(Arcstar Contact Centerサービス契約申込みの承諾)</p> <p>第9条</p> <p>(略)</p> <p>2</p> <p>(1)~(4) (略)</p>
<p>(5) Arcstar Contact Centerサービス契約 (カテゴリー 2 に係るものに限ります。) に係る Universal One契約者 (クラウドコネクタ接続に係る者としてします。) 又はポータル契約者の当社所定の方法による同意がないとき。</p>	<p>(5) Arcstar Contact Centerサービス契約 (カテゴリー 2 に係るものに限ります。) に係る Universal One契約者 (クラウドコネクタ接続に係る者としてします。) 、 <a href="#">Flexible InterConnect サービスに係る契約者 (Enterprise Cloud2.0接続に係る者としてします。)</a> 又はポータル契約者の当社所定の方法による同意がないとき。</p>
<p>(6)Arcstar Contact Centerサービス契約 (カテゴリー 2 に係るものに限ります。) に係る I P 通信網利用回線のチャンネルの数が 2 に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。</p>	<p>(6)Arcstar Contact Centerサービス契約 (カテゴリー 2 に係るものに限ります。) に係る I P 通信網利用回線<u>毎</u>のチャンネルの数が 2 に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。</p>
<p>(7)~(8) (略)</p> <p>第10条~第12条 (略)</p> <p>(利用権の譲渡)</p> <p>第13条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>(7)~(8) (略)</p> <p>第10条~第12条 (略)</p> <p>(利用権の譲渡)</p> <p>第13条</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3</p> <p>(1)~(4) (略)</p>



<p>(5)Arcstar Contact Center サービス契約（カテゴリー 2 に係るものに限ります。）に係る Universal One 契約者（クラウドコネクタ接続に係る者としてします。）又はポータル契約者の当社所定の方法による同意がないとき。</p>	<p>(5)Arcstar Contact Center サービス契約（カテゴリー 2 に係るものに限ります。）に係る Universal One 契約者（クラウドコネクタ接続に係る者としてします。）<u>、Flexible InterConnect サービスに係る契約者（Enterprise Cloud2.0接続に係る者としてします。）</u>又はポータル契約者の当社所定の方法による同意がないとき。</p>
<p>(6)Arcstar Contact Center サービス契約（カテゴリー 2 に係るものに限ります。）に係る I P 通信網利用回線のチャンネルの数が 2 に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。</p>	<p>(6)Arcstar Contact Center サービス契約（カテゴリー 2 に係るものに限ります。）に係る I P 通信網利用回線<u>毎</u>のチャンネルの数が 2 に満たないとき又はシート利用数の数を超えるとき。</p>
<p>(7)～(8) (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p> <p>第 4 章～第5章 (略)</p>	<p>(7)～(8) (略)</p> <p>第 14 条～第 16 条 (略)</p> <p>第 4 章～第5章 (略)</p>
<p>第6章 通信</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第21条</p> <p>(略)</p> <p>2 Arcstar Contact Center サービス契約者が行う通信は、通信（その Arcstar Contact Center サービス契約者以外の者の I P 通信網利用回線<u>または</u>Universal One 網に係る通信を含みます。）が著しくふくそうした場合には、相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 Arcstar Contact Center サービス契約者は、当社の I P 通信網サービス契約約款<u>又は</u> Universal One サービス契約約款の定めるところによりその Arcstar Contact Center サービス契約に係る I P 通信網利用回線<u>及び</u>Universal One 網を使用することができないときは、Arcstar Contact Center サービスを利用することができません。</p>	<p>第6章 通信</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第 21 条</p> <p>(略)</p> <p>2 Arcstar Contact Center サービス契約者が行う通信は、通信（その Arcstar Contact Center サービス契約者以外の者の I P 通信網利用回線、<u>Universal One 網又は FIC 網</u>に係る通信を含みます。）が著しくふくそうした場合には、相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 Arcstar Contact Center サービス契約者は、当社の I P 通信網サービス契約約款、<u>Universal One サービス契約約款又は Smart Data Platform サービス利用規約</u>の定めるところによりその Arcstar Contact Center サービス契約に係る I P 通信網利用回線、<u>Universal One 網及び FIC 網</u>を使用することができないときは、Arcstar Contact Center サービスを利用することができません。</p>

第7章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第23条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

第7章 料金等

第1節 (略)

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第23条 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Contact Centerサービス契約者の責めによらない理由により、そのArcstar Contact Centerサービスを全く利用できない状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約者のI P通信網利用回線及びUniversal One網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のI P通信網利用回線及びUniversal One網（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。）が使用できないことによる場合を除きます。）となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのArcstar Contact Centerサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金

3～4（略）

第24条～第25条（略）

第3節～第4節（略）

第8章（略）

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Contact Centerサービス契約者の責めによらない理由により、そのArcstar Contact Centerサービスを全く利用できない状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約者のI P通信網利用回線、Universal One網及びFIC網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のI P通信網利用回線、Universal One網及びFIC網（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。）が使用できないことによる場合を除きます。）となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのArcstar Contact Centerサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのArcstar Contact Centerサービスについての料金

3～4（略）

第24条～第25条（略）

第3節～第4節（略）

第8章（略）

<p>第9章 損害賠償</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第30条 当社は、Arcstar Contact Centerサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのArcstar Contact Centerサービスが全く利用できない状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約者のI P通信網利用回線及びUniversal One網が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のI P通信網利用回線及びUniversal One網（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。）が使用できないことによる場合を除きます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の損害を賠償します。</p>	<p>第9章 損害賠償</p> <p>(責任の制限)</p> <p>第30条 当社は、Arcstar Contact Centerサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのArcstar Contact Centerサービスが全く利用できない状態（そのArcstar Contact Centerサービス契約者のI P通信網利用回線、<u>Universal One網及びFIC網</u>が使用できないことによる場合を含み、そのArcstar Contact Centerサービス契約者以外の者のI P通信網利用回線、<u>Universal One網及びFIC網</u>（そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るものに限ります。）が使用できないことによる場合を除きます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのArcstar Contact Centerサービス契約者の損害を賠償します。</p>
<p>2～3 (略)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第31条 (略)</p>

<p>第10章 (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第35条～第39条 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(Arcstar Contact CenterサービスのS L Aに係る料金の扱い)</p> <p>13</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)</p> <p>(略)</p> <p>ア～キ (略)</p>	<p>第10章 (略)</p> <p>第 11 章 雑則</p> <p>第 35 条～第 39 条 (略)</p> <p>第 12 章 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(Arcstar Contact Center サービスのS L Aに係る料金の扱い)</p> <p>13</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)</p> <p>(略)</p> <p>ア～キ (略)</p>
	<p><a href="#">ク 自営ボイスモードゲートウェイ接続インターフェース提供機能を利用した外線発着信ができない状態の場合</a></p>
<p><a href="#">ク</a> I P通信網利用回線<a href="#">又は</a>Universal One網（クラウドコネクト接続を含みます。）が利用できないことにより、外線発着信又は外線発着に係る通話録音機能が利用できない状態が継続している場合</p>	<p><a href="#">ク</a> I P通信網利用回線、<a href="#">Universal One網</a>（クラウドコネクト接続を含みます。）<a href="#">又はFIC網（Enterprise Cloud2.0接続を含みます。）</a>が利用できないことにより、外線発着信又は外線発着に係る通話録音機能が利用できない状態が継続している場合</p>
<p><a href="#">ケ</a> 利用中止（当社があらかじめそのことをArcstar Contact Centerサービス契約者に通知したときに限ります。）又は利用停止としている場合</p>	<p><a href="#">コ</a> 利用中止（当社があらかじめそのことをArcstar Contact Centerサービス契約者に通知したときに限ります。）又は利用停止としている場合</p>

(5) (略)	(5) (略)
第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)	第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)
第1 利用料金	第1 利用料金
1 (略)	1 (略)
2 料金額	2 料金額
2-1 料金料	2-1 料金料
2-1-1 カテゴリー1に係るもの (略)	2-1-1 カテゴリー1に係るもの (略)

## 2-1-2 カテゴリー2に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
シート利用料	シート利用数1ごとに月	16,000円
	額	(17,600円)

- 備考
- 1のArcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を下限とします。
  - 1のArcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を上限とします。この場合において、上限を超えたシート利用数を希望するArcstar Contact Center サービス契約者は、別にArcstar Contact Center サービス契約を締結していただきます。
  - 当社は、ヒストリカルレポートで閲覧できる情報を当社が別に定める期間保存します。
  - 当社は、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートがArcstar ContactCenter サービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。
  - 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る、現に設定中の記録されたレポートその他の情報等を消去することがあります。
  - リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る設定方法、記録出来るレポートの項目及び期間その他の条件等については、当社が指定するところによります。
- (注1) 備考1のシート利用数の下限は、200とします。
- (注2) 備考2のシート利用数の上限は、2,000とします。
- (注3) 備考3のヒストリカルレポートで閲覧できる情報の保存期間は93日とします。

## 2-1-2 カテゴリー2に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
シート利用料	シート利用数1ごとに月	16,000円
	額	(17,600円)

- 備考
- 1のArcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を下限とします。
  - 1のArcstar Contact Center サービス契約におけるシート利用数は、当社が別に定める数を上限とします。この場合において、上限を超えたシート利用数を希望するArcstar Contact Center サービス契約者は、別にArcstar Contact Center サービス契約を締結していただきます。
  - 当社は、ヒストリカルレポートで閲覧できる情報を当社が別に定める期間保存します。
  - 当社は、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートがArcstar ContactCenter サービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。
  - 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る、現に設定中の記録されたレポートその他の情報等を消去することがあります。
  - リアルタイムレポート及びヒストリカルレポートに係る設定方法、記録出来るレポートの項目及び期間その他の条件等については、当社が指定するところによります。
- (注1) 備考1のシート利用数の下限は、200とします。
- (注2) 備考2のシート利用数の上限は、[プラン1は2,000](#)、[プラン2は400](#)とします。
- (注3) 備考3のヒストリカルレポートで閲覧できる情報の保存期間は93日とします。

2-2 付加機能利用料

2-2-1 カテゴリー1に係るもの(略)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 カテゴリー1に係るもの(略)



## 2-2-2 カテゴリー2に係るもの

区分	単位	料金額
通話録音機能	通話録音機能を利用するシート利用数1ごとに月額	3,500円 (3,850円)
CDRレポート機能	CDRレポート機能を利用するシート利用数1ごとに月額	1,500円 (1,650円)
アウトバウンド機能	アウトバウンド機能を利用するシート利用数1ごとに月額	5,000円 (5,500円)
DR機能	DR機能を利用するシート利用数1ごとに月額	7,000円 (7,700円)
テナント拡張機能	400席リソースから1,000席リソースへの拡張に係るもの	1の契約ごとに月額 187,500円 (206,250円)
	400席リソースから2,000席リソースへの拡張に係るもの	1の契約ごとに月額 725,000円 (797,500円)

## 2-2-2 カテゴリー2に係るもの

区分	単位	料金額
通話録音機能	<u>標準</u>	通話録音機能を利用するシート利用数1ごとに月額 3,500円 (3,850円)
	<u>高音質</u>	<u>通話録音機能を利用するシート利用数1ごとに月額</u> <u>3,500円</u> <u>(3,850円)</u>
CDRレポート機能	CDRレポート機能を利用するシート利用数1ごとに月額	1,500円 (1,650円)
アウトバウンド機能	アウトバウンド機能を利用するシート利用数1ごとに月額	5,000円 (5,500円)
DR機能	DR機能を利用するシート利用数1ごとに月額	7,000円 (7,700円)
<u>備考 DR機能はプラン1に限り提供します。</u>		
テナント拡張機能	400席リソースから1,000席リソースへの拡張に係るもの	1の契約ごとに月額 187,500円 (206,250円)
	400席リソースから2,000席リソースへの拡張に係るもの	1の契約ごとに月額 725,000円 (797,500円)

	張に係るもの						
	1,000席リソースから 2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	600,000円 (660,000円)			
テナント拡張機能 (DR)	400席リソースから 1,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	175,000円 (192,500円)			
	400席リソースから 2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	662,500円 (728,750円)			
	1,000席リソースから 2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	487,500円 (536,250円)			
通話録音容量 拡張機能	400席リソースに係るもの	186日まで (6か月)	1の契約ごとに月額	87,500円 (96,250円)			
		279日まで (9か月)	1の契約ごとに月額	131,250円 (144,375円)			
		366日まで (1年)	1の契約ごとに月額	181,250円 (199,375円)			
		731日まで (2年)	1の契約ごとに月額	443,750円 (488,125円)			
		1,096日まで	1の契約ごとに月額	706,250円			
	もの						
	1,000席リソースから 2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	600,000円 (660,000円)			
テナント拡張機能 (DR)	400席リソースから1,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	175,000円 (192,500円)			
	400席リソースから2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	662,500円 (728,750円)			
	1,000席リソースから 2,000席リソースへの拡張に係るもの		1の契約ごとに月額	487,500円 (536,250円)			
通話録音容量 拡張機能	400席リソースに係るもの	186日まで (6か月)	1の契約ごとに月額	87,500円 (96,250円)			
		279日まで (9か月)	1の契約ごとに月額	131,250円 (144,375円)			
		366日まで (1年)	1の契約ごとに月額	181,250円 (199,375円)			
		731日まで (2年)	1の契約ごとに月額	443,750円 (488,125円)			
		1,096日まで (3	1の契約ごとに月額	706,250円			

		(3年)		(776,875円)				(776,875円)
		1,461日まで	1の契約ごとに月額	968,750円		1,461日まで(4年)	1の契約ごとに月額	968,750円
		(4年)		(1,065,625円)				(1,065,625円)
		1,827日まで	1の契約ごとに月額	1,231,250円		1,827日まで(5年)	1の契約ごとに月額	1,231,250円
		(5年)		(1,354,375円)				(1,354,375円)
		2,192日まで	1の契約ごとに月額	1,493,750円		2,192日まで(6年)	1の契約ごとに月額	1,493,750円
		(6年)		(1,643,125円)				(1,643,125円)
		2,557日まで	1の契約ごとに月額	1,756,250円		2,557日まで(7年)	1の契約ごとに月額	1,756,250円
		(7年)		(1,931,875円)				(1,931,875円)
	1,000席 リソース に係るもの	186日まで	1の契約ごとに月額	181,250円		1,000 席リソ ースに 係るもの	1の契約ごとに月額	181,250円
		(6か月)		(199,375円)				(199,375円)
		279日まで	1の契約ごとに月額	352,500円			1の契約ごとに月額	352,500円
		(9か月)		(387,750円)				(387,750円)
		366日まで	1の契約ごとに月額	525,000円			1の契約ごとに月額	525,000円
		(1年)		(577,500円)				(577,500円)
		731日まで	1の契約ごとに月額	1,225,000円			1の契約ごとに月額	1,225,000円
		(2年)		(1,347,500円)				(1,347,500円)
		1,096日まで	1の契約ごとに月額	1,925,000円			1の契約ごとに月額	1,925,000円
		(3年)		(2,117,500円)				(2,117,500円)
		1,461日まで	1の契約ごとに月額	2,625,000円			1の契約ごとに月額	2,625,000円
		(4年)		(2,887,500円)				(2,887,500円)
		1,827日まで	1の契約ごとに月額	3,325,000円			1の契約ごとに月額	3,325,000円

2,000席 リソース に係るも の	(5年)		(3,657,500円)	2,000 席リソ ースに 係るも の	年)		(3,657,500円)
	2,192日まで (6年)	1の契約ごとに月額	4,025,000円 (4,427,500円)		2,192日まで (6 年)	1の契約ごとに月額	4,025,000円 (4,427,500円)
	2,557日まで (7年)	1の契約ごとに月額	4,725,000円 (5,197,500円)		2,557日まで (7 年)	1の契約ごとに月額	4,725,000円 (5,197,500円)
	186日まで (6か月)	1の契約ごとに月額	346,250円 (380,875円)		186日まで (6か月)	1の契約ごとに月額	346,250円 (380,875円)
	279日まで (9か月)	1の契約ごとに月額	693,750円 (763,125円)		279日まで (9か月)	1の契約ごとに月額	693,750円 (763,125円)
	366日まで (1年)	1の契約ごとに月額	1,037,500円 (1,141,250円)		366日まで (1年)	1の契約ごとに月額	1,037,500円 (1,141,250円)
	731日まで (2年)	1の契約ごとに月額	2,437,500円 (2,681,250円)		731日まで (2年)	1の契約ごとに月額	2,437,500円 (2,681,250円)
	1,096日まで (3年)	1の契約ごとに月額	3,837,500円 (4,221,250円)		1,096日まで (3 年)	1の契約ごとに月額	3,837,500円 (4,221,250円)
	1,461日まで (4年)	1の契約ごとに月額	5,237,500円 (5,761,250円)		1,461日まで (4 年)	1の契約ごとに月額	5,237,500円 (5,761,250円)
	1,827日まで (5年)	1の契約ごとに月額	6,637,500円 (7,301,250円)		1,827日まで (5 年)	1の契約ごとに月額	6,637,500円 (7,301,250円)
	2,192日まで (6年)	1の契約ごとに月額	8,037,500円 (8,841,250円)		2,192日まで (6 年)	1の契約ごとに月額	8,037,500円 (8,841,250円)
	2,557日まで	1の契約ごとに月額	9,437,500円		2,557日まで (7 年)	1の契約ごとに月額	9,437,500円

	(7年)	(10,381,250円)
--	------	---------------

		年)		(10,381,250円)	
<u>通話録</u> <u>音高音</u> <u>質容量</u> <u>拡張機</u> <u>能</u>	400 席 リソ ースに 係 るもの	93 日まで (3か月)	1 の契約ごとに月額	87,500円 (96,250円)	
		186 日まで (6か月)	1 の契約ごとに月額	181,250円 (199,375円)	
		366 日まで (1年)	1 の契約ごとに月額	443,750円 (488,125円)	
		731 日まで (2年)	1 の契約ごとに月額	968,750円 (1,065,625円)	
		1,096日まで (3 年)	1 の契約ごとに月	1,493,750円 (1,643,125円)	
		1,282日まで (3 年6か月)	1 の契約ごとに月額	1,756,250円 (1,931,875円)	
		1,000 席リソ ースに 係 るもの	93 日まで (3か月)	1 の契約ごとに月額	181,250円 (199,375円)
			186 日まで (6か月)	1 の契約ごとに月額	525,000円 (577,500円)
	366 日まで (1年)		1 の契約ごとに月額	1,225,000円 (1,347,500円)	
	731 日まで (2年)		1 の契約ごとに月額	2,625,000円 (2,887,500円)	
	1,096日まで (3		1 の契約ごとに月額	4,025,000円	

					年)		<u>(4,427,500円)</u>
					<u>1,282日まで (3</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>4,725,000円</u>
					<u>年6か月)</u>		<u>(5,197,500円)</u>
				<u>2,000</u>	<u>93日まで</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>346,250円</u>
				<u>席リソ</u>	<u>(3か月)</u>		<u>(380,875円)</u>
				<u>ースに</u>	<u>186日まで</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>1,037,500円</u>
				<u>係るも</u>	<u>(6か月)</u>		<u>(1,141,250円)</u>
				<u>の</u>	<u>366日まで</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>2,437,500円</u>
					<u>(1年)</u>		<u>(2,681,250円)</u>
					<u>731日まで</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>5,237,500円</u>
					<u>(2年)</u>		<u>(5,761,250円)</u>
					<u>1,096日まで (3</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>8,037,500円</u>
					<u>年)</u>		<u>(8,841,250円)</u>
					<u>1,282日まで (3</u>	<u>1の契約ごとに月額</u>	<u>9,437,500円</u>
					<u>年6か月)</u>		<u>(10,381,250円)</u>
DNSフォワーダー機能	Arcstar Contact Center	50,000円		DNSフォワーダー機能	Arcstar Contact	50,000円	
	サービス契約者が指定する	(55,000円)			Center サービス契約	(55,000円)	
	1のIPアドレスごとに月額				者が指定する1のIPア		
					ドレスごとに月額		
WFM接続機能	WFM接続機能を利用する	250円		WFM接続機能	WFM接続機能を利用す	250円	
	シート利用数1ごとに月額	(275円)			るシート利用数1ごと	(275円)	

	に月額		
<p>第2 手続に関する料金 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用 (工事費)</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 カテゴリー1に係るもの (略)</p>	<p><a href="#"><u>自営ボイスモードゲートウェイ接続イ</u></a></p> <p><a href="#"><u>ンターフェース提供機能</u></a></p>	二	二
<p>第2 手続に関する料金 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用 (工事費)</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 工事費の額</p> <p>2-1 カテゴリー1に係るもの (略)</p>			

2-2 カテゴリー2に係るもの

(略)

区分		単位	工事費の額
交換機の 等開 工に 関 す る 工 事 費	利 ア イ以外の工事	1 の工事 ごとに	175,000円 (192,500円)
	イ 付加機能（DR機能に限ります。）に関する工 事	1 の工事 ごとに	125,000円 (137,500円)
	上 ア イ、ウ及びエ以外の工事	1 の工事 ごとに	10,000円 (11,000円)
以 外 に 関 す る 工 事	イ シート利用数の 変更（シート利用 数を増加又は減少 させることをいい ます。）に関する工 事	テナント拡張機能の利用の ないArcstar Contact Centerサービス契約につい て、リソースの区別を跨る 工事	1 の工事 ごとに 44,000円 (48,400円)
		上記以外の工事	1 の工事 7,000円

2-2 カテゴリー2に係るもの

(略)

区分		単位	工事費の額
交換機の 等開 工に 関 す る 工 事 費	利 ア イ以外の工事	1 の工事 ごとに	175,000円 (192,500円)
	イ 付加機能（DR機能に限ります。）に関する工 事	1 の工事 ごとに	125,000円 (137,500円)
	上 ア イ、ウ及びエ以外の工事	1 の工事 ごとに	10,000円 (11,000円)
以 外 に 関 す る 工 事	イ シート利用数の 変更（シート利用 数を増加又は減少 させることをいい ます。）に関する工 事	テナント拡張機能の利用の ないArcstar Contact Centerサービス契約につい て、リソースの区別を跨る 工事	1 の工事 ごとに 44,000円 (48,400円)
		上記以外の工事	1 の工事 7,000円



工 事	ウ 付加機能の変更 に関する工事	(ア) (イ) 及び (ウ) 以 外のもの	ごとに	(7,700円)
		(イ) 通話録音容量拡張機 能に係るもの	1 の工事 ごとに	7,000円 (20,900円)
		(ウ) テナント拡張機能に 係るもの	1 の工事 ごとに	44,000円 (48,400円)
	エ Universal One網との接続に必要な設定情報 (クラウドコネクタ接続に係るものに限りま す。) の変更に関する工事	1 の工事 ごとに	15,000円 (16,500円)	

工 事	ウ 付加機能の変更 に関する工事	(ア) (イ) 及び (ウ) 以 外のもの	ごとに	(7,700円)
		(イ) 通話録音容量拡張機 能又は通話録音高音質容量 拡張機能に係るもの	1 の工事 ごとに	7,000円 (20,900円)
		(ウ) テナント拡張機能に係 るもの	1 の工事 ごとに	44,000円 (48,400円)
	エ Universal One網との接続に必要な設定情報 (クラウドコネクタ接続に係るものに限りま す。) の変更に関する工事	1 の工事 ごとに	15,000円 (16,500円)	

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)

料金表別表 Arcstar Contact Centerサービス契約に関する付加機能

カテゴリ 1 に係るもの (略)

第3表 付帯サービスに関する料金 (略)

料金表別表 Arcstar Contact Centerサービス契約に関する付加機能

カテゴリ 1 に係るもの (略)

カテゴリー 2 に係るもの

区分	提供条件
1 通話録音機能 エージェントに着信した通話、 エージェントが発信した通話又 はエージェント間の通話の録音 及び録音した通話を再生する機 能	<p>(1) 録音した通話は当社が別に定める保存期間に限り保存します。この場合において、保存された通話が保存期間の上限に達してなお新しい通話を保存するときは、既に保存されている通話のうち古いものから順に消去して保存します。</p> <p>(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の録音された通話その他の情報等を消去することがあります。</p> <p>(4) 本付加機能に係る設定方法、録音出来る通話の数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(5) 1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる通話録音機能の数の上限は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p>

カテゴリー 2 に係るもの

区分	提供条件
1 通話録音機能 エージェントに着信した通話、 エージェントが発信した通話又 はエージェント間の通話の録音 及び録音した通話を再生する機 能	<p>(1) 録音した通話は当社が別に定める保存期間に限り保存します。この場合において、保存された通話が保存期間の上限に達してなお新しい通話を保存するときは、既に保存されている通話のうち古いものから順に消去して保存します。</p> <p>(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の録音された通話その他の情報等を消去することがあります。</p> <p>(4) 本付加機能に係る設定方法、録音出来る通話の数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(5) 1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる通話録音機能の数の上限は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p> <p><a href="#">(6) 通話録音機能には、標準と高音質があります。標</a></p>

	<p>(注) (1)の当社が別に定める保存期間は、93日とします。ただし、通話録音拡張機能を利用する場合は、その保存期間を延長することができます。この場合において、保存期間を短縮する変更はできません。</p>		<p><u>準から高音質への変更の請求をすることができます。この場合において、高音質から標準への変更はできません。</u></p> <p>(注) (1)の当社が別に定める保存期間は、<u>標準は93日、高音質は46日</u>とします。ただし、通話録音容量拡張機能<u>又は通話録音高音質容量拡張機能</u>を利用する場合は、その保存期間を延長することができます。この場合において、保存期間を短縮する変更はできません。</p>
--	--	--	--

<p>2 CDRレポート機能</p> <p>エージェントへの着信又は発信の明細を記録及び閲覧する機能</p>	<p>(1) CDRレポートは当社が別に定める期間保存します。</p> <p>(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中のCDRレポートその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>(4) 本付加機能に係る設定方法、その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(5) CDRレポート機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p> <p>(注) 第1項のCDRレポートの保存期間は93日間とします。</p>	<p>2 CDRレポート機能</p> <p>エージェントへの着信又は発信の明細を記録及び閲覧する機能</p>	<p>(1) CDRレポートは当社が別に定める期間保存します。</p> <p>(2) 当社は、本付加機能がArcstar Contact Centerサービス契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>(3) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中のCDRレポートその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>(4) 本付加機能に係る設定方法、その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(5) CDRレポート機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p> <p>(注) 第1項のCDRレポートの保存期間は93日間とします。</p>
<p>3 アウトバウンド機能</p> <p>IP通信網利用回線へエージェントの操作によらず自動的に発信し、接続された通話をエージェントへ着信させる機能</p>	<p>1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できるアウトバウンド機能の数の上限は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p>	<p>3 アウトバウンド機能</p> <p>IP通信網利用回線へエージェントの操作によらず自動的に発信し、接続された通話をエージェントへ着信させる機能</p>	<p>1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できるアウトバウンド機能の数の上限は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p>

<p>4 DR機能</p> <p>Arcstar Contact Centerサービス設備を、DR拠点（通常と地理的に異なる拠点をいいます。）に設置して提供する機能</p>	<p>(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p> <p>(2) 本付加機能は、利用の開始の場合のみ申込みをすることができます。また、本付加機能の変更を請求することはできません。</p> <p>(3) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契約者利用している付加機能（通話録音容量拡張機能を除きます。）を、DR拠点において利用することができます。</p>	<p>4 DR機能</p> <p>Arcstar Contact Centerサービス設備を、DR拠点（通常と地理的に異なる拠点をいいます。）に設置して提供する機能</p>	<p>(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。</p> <p>(2) 本付加機能は、利用の開始の場合のみ申込みをすることができます。また、本付加機能の変更を請求することはできません。</p> <p>(3) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契約者利用している付加機能（通話録音容量拡張機能及び<a href="#">通話録音高音質容量拡張機能</a>を除きます。）を、DR拠点において利用することができます。</p>
<p>5 テナント拡張機能</p> <p>そのArcstar Contact Centerサービス契約者に対しArcstar Contact Centerサービス設備を拡張して提供する機能</p>	<p>(1) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契約者の属するリソースの区別に関わらず、上位のリソースの区別にArcstar Contact Centerサービス設備を拡張することができます。下位のリソースの区別に変更することはできません。</p> <p>(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。</p>	<p>5 テナント拡張機能</p> <p>そのArcstar Contact Centerサービス契約者に対しArcstar Contact Centerサービス設備を拡張して提供する機能</p>	<p>(1) 本付加機能は、Arcstar Contact Centerサービス契約者の属するリソースの区別に関わらず、上位のリソースの区別にArcstar Contact Centerサービス設備を拡張することができます。下位のリソースの区別に変更することはできません。</p> <p>(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。</p>
<p>6 テナント拡張機能（DR）</p> <p>そのArcstar Contact Centerサービス契約者に対しArcstar Contact Centerサービス設備（DR機能に係る設備に限りま</p>	<p>(1) DR機能及びテナント拡張機能を利用しているArcstar Contact Centerサービス契約者は、本付加機能の申込み（テナント拡張機能と同じ区分に限りま</p> <p>す。）が必要です。</p> <p>(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に</p>	<p>6 テナント拡張機能（DR）</p> <p>そのArcstar Contact Centerサービス契約者に対しArcstar Contact Centerサービス設備（DR機能に係る設備に限りま</p>	<p>(1) DR機能及びテナント拡張機能を利用しているArcstar Contact Centerサービス契約者は、本付加機能の申込み（テナント拡張機能と同じ区分に限りま</p> <p>す。）が必要です。</p> <p>(2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に</p>

す。)を拡張して提供する機能	指定するところによります。	す。)を拡張して提供する機能	指定するところによります。
7 通話録音容量拡張機能 通話録音機能に係る保存期間を 延長できる機能	(1) 本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変更をすることができません。 (2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。	7 通話録音容量拡張機能 通話録音機能 <u>(標準)</u> に係る保 存期間を延長できる機能	(1) 本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変更をすることができません。 (2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。
		8 <u>通話録音高音質容量拡張機能</u> <u>通話録音機能（高音質）に係る保</u> <u>存期間を延長できる機能</u>	(1) <u>本付加機能の区分は、保存期間の日数を減らす変更をすることができません。</u> (2) <u>本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。</u>
8 DNSフォワーダー機能 Arcstar Contact Centerサー ビス設備のDNSに送信された名 前解決要求を他のDNSサーバへ 転送し、その結果を受信して応 答する機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できるDNSフォワーダー機能のIPアドレスの数の上限は、2とします。	9 DNSフォワーダー機能 Arcstar Contact Centerサー ビス設備のDNSに送信された名 前解決要求を他のDNSサーバへ 転送し、その結果を受信して応 答する機能	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できるDNSフォワーダー機能のIPアドレスの数の上限は、2とします。
9 WFM接続機能 Arcstar Contact Centerサービ ス設備とArcstar Contact Centerサービス契約者の自営端 末設備を接続するための機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。 (2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。	10 WFM 接続機能 Arcstar Contact Centerサービ ス設備とArcstar Contact Centerサービス契約者の自営端 末設備を接続するための機能	(1) 本付加機能の利用の数は、そのArcstar Contact Centerサービス契約に係るシート利用数と同数とします。 (2) 本付加機能に係る条件等については、当社が別に指定するところによります。
		11 <u>自営ボイスモードゲートウ</u> <u>エイ接続インターフェース提供</u>	1のArcstar Contact Centerサービス契約で利用できる <u>自営ボイスモードゲートウェイ接続インターフェース提</u>

	<p><u>機能</u></p> <p><u>Arcstar Contact Centerサー</u> <u>ビス設備とArcstar Contact</u> <u>Centerサービス契約者の自営ボ</u> <u>イスモードゲートウェイ装置を</u> <u>接続するための機能</u></p>	<p><u>供機能のインターフェースの数の上限は、50としま</u> <u>す。</u></p>						
	<p><u>附 則（令和3年4月2日 A P S 1 サ第00772624号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年4月7日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この</u> <u>改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 940 2033 1120"> <tr> <td data-bbox="1126 940 1585 1007"><u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u></td> <td data-bbox="1585 940 2033 1007"><u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1007 1585 1074"><u>カテゴリー 2</u></td> <td data-bbox="1585 1007 2033 1074"><u>カテゴリー 2</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1074 1585 1120"></td> <td data-bbox="1585 1074 2033 1120"><u>プラン 1</u></td> </tr> </table> <p><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ</u> <u>の他債務については、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ</u> <u>いては、なお従前の通りとします。</u></p>		<u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u>	<u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u>	<u>カテゴリー 2</u>	<u>カテゴリー 2</u>		<u>プラン 1</u>
<u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u>	<u>Arcstar Contact Centerサービス契約</u>							
<u>カテゴリー 2</u>	<u>カテゴリー 2</u>							
	<u>プラン 1</u>							